## 議案第86号

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 髙 島 宗一郎

## 理由

この条例案を提出したのは、雁の巣レクリエーションセンターの占用料の額を適正なもの に改める等の必要があるによる。

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例(昭和46年福岡市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「場合」の次に「及び市長が特に認める場合」を加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(連帯保証人及び保証金等)

第12条の2 市長は、第7条第2項の許可又は第11条第1項の許可を受けようとする者及び これらの許可を受けた者に連帯保証人を立てさせ、又は市長の定める保証金を納付させ、 若しくは必要な担保を徴することができる。

別表第4占用料の欄を次のように改める。

占	用	料
		2,600円
		3,000円
		520円
		3,000円
		2,380円
		3,000円
		590円

590円
3,070円
15,370円
400円
420円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。